

報告 2 八戸市復興計画の策定方針について

[策定の目的]

平成23年3月11日14：46に国内観測史上最大のM9.0の地震が発生した。この東日本大震災は、一瞬のうちに市民の尊い人命を奪ったのみならず、多くの住居や都市施設に甚大な被害を及ぼした。

この震災により大きな被害を受けた地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧を図るとともに、今回の経験・教訓を活かした更なる災害に強いまちづくりに向けて計画的な復興を目指すため、次の3つの観点から、八戸市復興計画を策定する。

- ①復興に当たっての基本的な方向性を示すための計画
- ②復興に向けた市の施策の重点化を図るための計画
- ③復興に関する国・県への要望を行うための計画

[復興計画の位置付け]

八戸市地域防災計画（地震編）第5章第7節に基づく復興計画として策定する。

また、復興計画は、第5次八戸市総合計画基本構想（平成19～28年度）及び後期推進計画（平成23～28年度）を補完する震災対策の特別計画として位置付ける。

なお、はちのへ水産復興会議において検討が開始されている「水産復興ビジョン」については、復興計画との整合性を図る。

※八戸市地域防災計画抜粋

（地震編 第5章 災害復旧対策計画 第7節 計画的な復興）

大地震により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、計画的復興を行う場合は、以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

[復興計画の期間]

計画期間は10年（平成23～32年度）とする。

なお、毎年度、進行を管理し、復興の局面や社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行うものとする。

[復興計画の構成]

復興計画は、復興の理念と目標、復興の基本方向、復興施策及び国・県への要望で構成する。

1. 復興の理念と目標

復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのものという考えのもとに、単なる原状復旧ではなく、環境問題、少子高齢化、地域のつながりの希薄化などの現代課題にも対応した新たなまちづくりを推進していくものとし、以下の4つの目標を掲げて、早期の復旧と創造的な復興を目指す。

- (1) 安心・安全な暮らしの確保
- (2) 災害をバネにした地域活力の創出
- (3) 北東北における八戸市の拠点性の向上
- (4) 災害に強いまちづくりの実現

2. 復興の基本方向

(1) 被災者の生活再建

生活資金・住宅の確保、雇用対策の強化、生活支援の充実など

(2) 地域経済の再興

水産業・農林畜産業・企業活動・観光・サービス業の再興、
風評被害の防止など

(3) 都市基盤の再建

市街地・港湾・漁港・海岸・河川・道路・公園・下水道等の整備、
公共施設の耐震強化など

(4) 防災体制の強化

防災拠点の整備、ライフライン・避難体制の強化など

3. 復興施策

上記の復興の基本方向に沿って、

イ) 当面重点的に取り組むべき施策及び事業

ロ) 今後取り組むべき施策

を整理する。

4. 国・県への要望

[策定期間]

平成23年9月末までの策定を目指す。

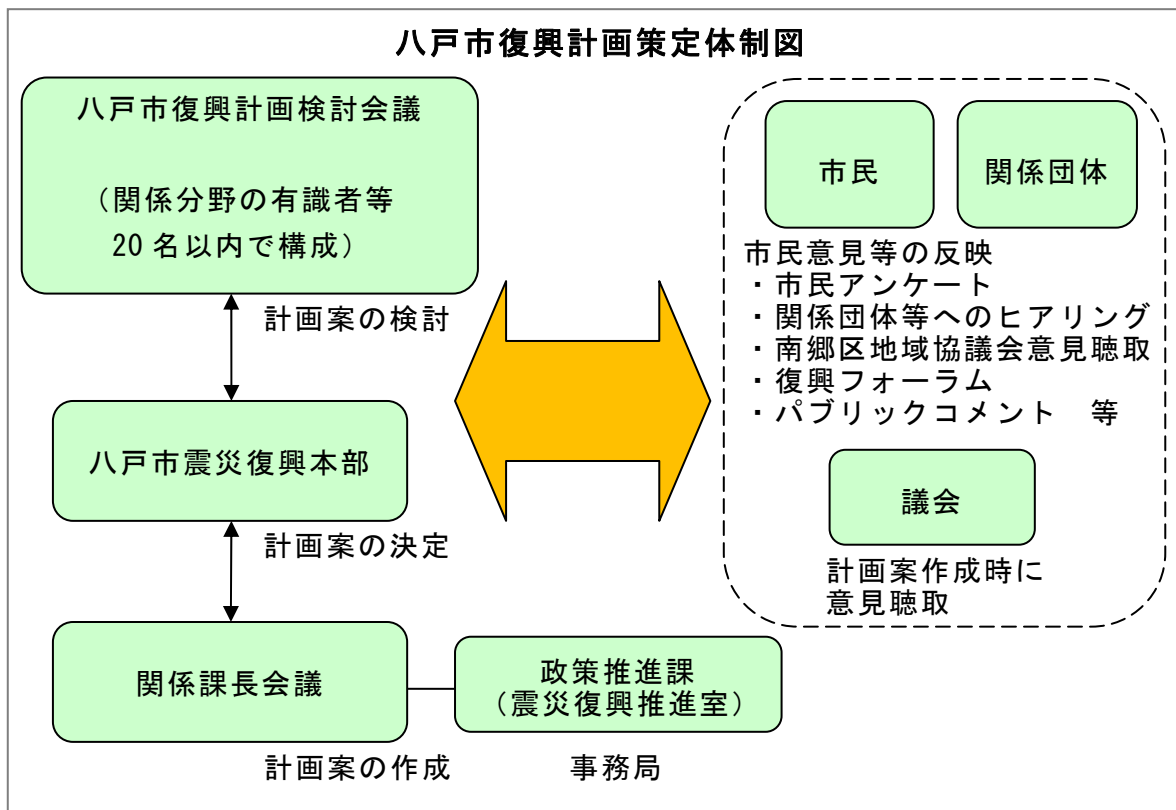
なお、当面重点的に取り組むべき施策及び事業については、平成23年6月をめどに取りまとめる。

[策定体制]

- 復興計画の策定にあたり、専門的な見地から幅広く検討していくため、関係機関や関係団体の有識者等で構成する八戸市復興計画検討会議を設置する。
- 庁内関係課長会議において計画案の作成を行い、八戸市復興計画検討会議における計画案の検討を踏まえ、八戸市震災復興本部において計画案を決定する。
- 被災者をはじめとする市民の声を最大限反映させるため、市民アンケートや関係団体等からのヒアリング、復興フォーラム、パブリックコメントなどを実施する。

【計画策定の流れ】

- ①庁内検討 (計画案の作成) ⇒ ②検討会議 (計画案の検討) ⇒ ③震災復興本部 (計画案の決定)



- ※別紙 1 「八戸市復興計画検討会議設置要綱」
- ※別紙 2 「八戸市復興計画検討会議委員一覧」
- ※別紙 3 「八戸市震災復興本部設置要綱」
- ※別紙 4 「八戸市復興計画関係課長会議の構成」

[策定スケジュール（予定）]

	日 程	復興本部・検討会議	議会・市民参画
策定方針	5月11日	第1回八戸市震災復興本部 (13:30~14:30) ・策定方針決定	
計画骨子案	5月	内部検討（計画骨子案）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告 ・南郷区地域協議会報告 ・市民アンケート実施（5~6月）
	5月19日	<u>第1回検討会議の開催</u> (10:00~12:00) ・委嘱状交付 ・震災対応状況報告 ・計画骨子案 ・市民アンケート実施案	
	6月10日	第2回八戸市震災復興本部 (13:30~14:30) ・計画骨子案 ・当面重点的に取り組むべき施策 ・事業案	
計画1次案	6月	内部検討（計画1次案）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会意見聴取 ・南郷区地域協議会意見聴取 ・関係団体等ヒアリング
	6月24日	<u>第2回検討会議の開催</u> (13:00~15:00) ・計画1次案 ・当面重点的に取り組むべき施策 ・事業案	
	6月下旬	第3回八戸市震災復興本部 ・計画1次案 ・ <u>当面重点的に取り組むべき施策</u> ・ <u>事業の取りまとめ</u>	
計画2次案	7~8月	内部検討（計画2次案）	<ul style="list-style-type: none"> ・復興フォーラム開催 ・議会意見聴取 ・南郷区地域協議会意見聴取 ・計画2次案のパブリックコメント
	8月18日	<u>第3回検討会議の開催</u> (13:00~15:00) ・計画2次案	
	8月下旬	第4回八戸市震災復興本部 ・計画2次案	
計画最終案	9月	内部検討（計画最終案）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告 ・南郷区地域協議会報告
	9月21日	<u>第4回検討会議の開催</u> (13:00~15:00) ・計画最終案	
	9月下旬	<u>検討会議から計画最終案の市長への提出</u> 第5回八戸市震災復興本部 ・ <u>八戸市復興計画の策定</u>	

八戸市復興計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 八戸市震災復興本部設置要綱(平成23年5月11日実施)第5条に基づき、八戸市復興計画(以下「復興計画」という。)の策定に当たり、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させるため、八戸市復興計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(職務)

第2条 検討会議は、復興計画案の策定に関し、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長へ報告する。

- (1) 震災復興の基本方針に関すること。
- (2) 復興計画案に掲げる施策・事業に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、関係分野の有識者等又は学識経験者の中から市長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、復興計画案の策定をもって終了する。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に、座長及び副座長各1名を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の検討会議は、市長が招集する。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総合政策部政策推進課震災復興推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から実施する。

(別紙2)

八戸市復興計画検討会議委員一覧

(敬称略:分野順)

区分	分野	委員候補者	所属・職名
①市民生活 (6)	医療・保健	高木 伸也	八戸市医師会 会長
	福祉	田口 豊實	八戸市社会福祉協議会 会長
	環境	類家 伸一	特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク 理事長
	地域コミュニティ	中上千壽子	白銀公民館 館長
	市民団体	町田 直子	特定非営利活動法人ACTY 理事長
	雇用	小野 武司	連合青森三八地域協議会 議長
②産業・経済 (6)	商工業	福島 哲男	八戸商工会議所 会頭
	水産業	武輪 俊彦	はちのへ水産復興会議 水産業復興ビジョン部会長
	農業	佐々木福栄	八戸農業協同組合 代表理事組合長
	物流	大矢 卓	八戸港振興協会 会長
	観光	笹垣 正弘	八戸観光コンベンション協会 会長
	防災	大黒 裕明	八戸地域防災協会 会長
③大学等 (3)	学識経験者	藤田 成隆	八戸工業大学 学長
	学識経験者	中村 覺	八戸大学 学長
	学識経験者	岡田 益男	八戸工業高等専門学校 校長
④行政 (2)	国	若崎 正光	国土交通省東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所 所長
	県	鳴海 英章	三八地域県民局 局長
合計			17名

八戸市震災復興本部設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、八戸市震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 復興本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復興の総括及び企画調整に関すること。
- (2) 八戸市復興計画の決定、進行管理及び見直しに関すること。
- (3) その他復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 復興本部は、別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 本部長は、復興本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(市民、関係団体等の意見の反映)

第5条 復興本部は、復興計画の策定に当たっては、市民、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させるものとする。

(関係課長会議)

第6条 復興計画案の策定その他必要な事項の処理のため、復興本部に関係課長会議を置く。

(事務局)

第7条 復興本部の事務局を総合政策部政策推進課震災復興推進室に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	南郷区役所長
	総合政策部長
	防災安全部長
	まちづくり文化観光部長
	総務部長
	財政部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	福祉部長
	市民健康部長
	環境部長
	建設部長
	都市整備部長
	交通部長
	市民病院事業管理者
	市民病院事務局長
	教育長
	教育部長
	会計管理者
	八戸地域広域市町村圏事務組合事務局長 (総務部理事)
八戸地域広域市町村圏事務組合消防長 (総務部理事)	
八戸圏域水道企業団副企業長	

八戸市復興計画 関係課長会議の構成

重点施策分野	テーマ	関係課
①被災者の生活 再建	<ul style="list-style-type: none"> 生活資金の確保 住宅確保の支援 雇用対策の強化 生活支援の充実 など 	【商工労働部】 雇用支援対策課 【福祉部】 福祉政策課 【市民健康部】 健康増進課 【環境部】 環境政策課 【建設部】 建築住宅課 【教育委員会事務局】 学校教育課 (6課)
②地域経済の再 興	<ul style="list-style-type: none"> 水産業の再興 農林業の再興 企業活動の再興 観光・サービス業 の再興 風評被害の防止 など 	【まちづくり文化観光部】 まちづくり文化推進室、観 光課 【商工労働部】 商工政策課、産業振興課 【農林水産部】 農政課、水産振興課 (6課)
③都市基盤の再 建	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の整備 港湾・漁港の整備 海岸・河川の整備 道路・公園・下水 道等の整備 公共施設の耐震強 化 など 	【総合政策部】 政策推進課 【農林水産部】 水産振興課 (再掲) 【都市整備部】 都市政策課 【建設部】 港湾河川課 (4課)
④防災体制の強 化	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点の整備 ライフラインの強 化 避難体制の強化 など 	【総合政策部】 市民連携推進課、広報統計課 【防災安全部】 防災危機管理課 【市民健康部】 市民課、国保年金課 【教育委員会事務局】 教育総務課、社会教育課 (7課)
⑤計画全般		【南郷区役所】 企画総務課 【総合政策部】 政策推進課 (再掲) 【総務部】 人事課 【財政部】 財政課 (4課)

※必要に応じて、随時、関係課を追加する。